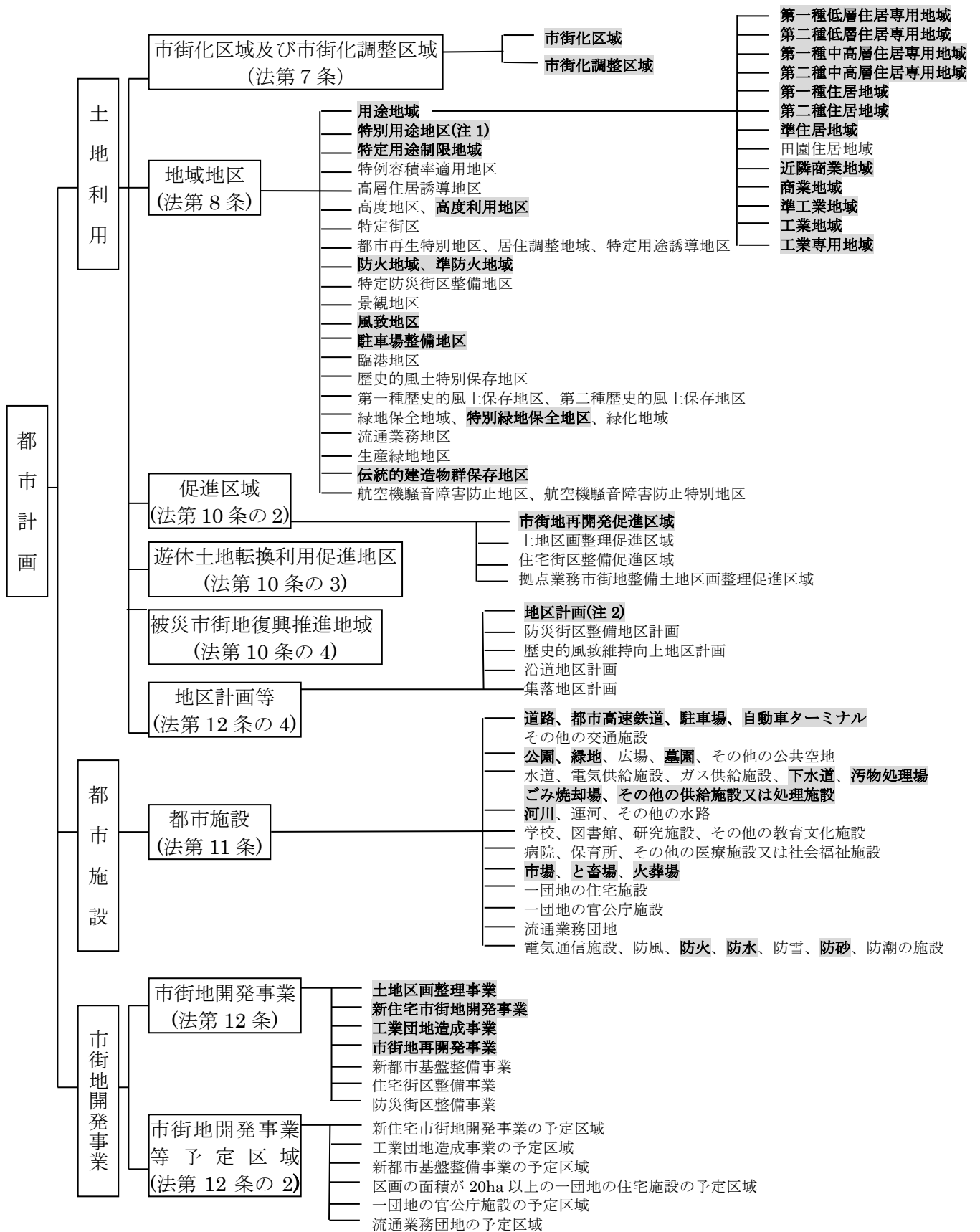


都市計画の内容



※太字は群馬県において決定されているもの(令和3年1月1日現在)

(注1)特別用途地区については、名称、種類、目的を市町村が条例で定めることができます。現在、群馬県では特別工業地区・観光地区・特別業務地区・大規模集客施設制限地区が定められています。

(注2)地区計画には、再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画、市街化調整区域等地区計画、誘導容積率地区計画、容積適正配分型地区計画、高度利用型地区計画、用途別容積率地区計画、街並み誘導型地区計画を含む。なお平成15年1月1日以前に定められた再開発地区計画は再開発等促進区に再編された。